

平成 30 年度
鹿児島市立小学校児童の
いじめの事案に関する
調査報告書

令和 5 年 2 月 13 日

鹿児島市いじめ問題等調査委員会

目次

第1 はじめに	2
第2 本事案の概要と調査委員会への諮詢の経緯	2
1 本事案の概要	2
2 当調査委員会への諮詢の経緯	3
3 当調査委員会の構成等	3
第3 事実経過	3
1 学校におけるいじめ予防や対応の体制について	4
2 児童間の人間関係	5
3 児童間における出来事	5
4 学校側の対応や関係者とのやり取り等の経過について	9
5 Aの欠席状況	17
第4 調査結果について	17
1 いじめに関する事実判断	17
2 重大事態の判断	18
3 学校の対応について	19
4 市教育委員会の対応について	25
第5 支援方策および再発防止に向けた提言	28
1 学校への提言	28
2 市教育委員会への提言	32
第6 おわりに	37
【調査委員会 委員名簿】	39
【調査審議の日程】	39
【関係資料】	41

第1 はじめに

当鹿児島市いじめ問題等調査委員会（以下「当調査委員会」という。）は、鹿児島市いじめ問題等調査委員会条例1条により設置された組織である。

当調査委員会の目的は、重大な事故（いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）28条1項に規定する重大事態を含む。）に対処し、いじめの事実の全容解明・いじめ事案への対処・同種事案の再発防止にあるところ、当調査委員会は、令和3年7月2日、鹿児島市教育委員会（以下「市教育委員会」という。）から「鹿児島市いじめ問題等調査委員会による調査・審議について（諮問 第1項）」の諮問を受け、本件鹿児島市立小学校（以下「学校」という。）における本件いじめ事案（以下「本事案」という。）におけるいじめの事実の有無等についての調査、並びに学校および市教育委員会の対応の検証等を行い、いじめの再発防止に向けた提言等を行うこととした。

第2 本事案の概要と調査委員会への諮問の経緯

1 本事案の概要

本事案は、クラスでも一緒に行動することが多かったとされる児童間において、6年生の1学期途中から2学期頃にかけて関係が悪化し（いじめ行為等の有無の判断等を含め当調査委員会が認定した具体的な事実については以下述べる。）、そのうちの被害側とされる児童（以下「A」という。）が、3学期から不登校となり、3学期だけで■日間学校を欠席（平成30年度で合計48日の欠席）した。その後、A側から市教育委員会に対し、いじめを原因とする指定学校変更申立書が提出され、最終的にAの校区外への進学が認められたという事案である。

2 当調査委員会への諮問の経緯

学校は、主に平成30年度の3学期に、児童からの聴き取りおよび指導、関係児童保護者間での話し合いの場の設定、並びにAおよびA保護者への調査報告等を行ったが、関係児童の卒業に伴い、本事案の調査を終了させた。

その後、市教育委員会は、マスコミ報道やA側からの情報開示請求を契機として調査をした結果、本事案が重大事態の要件を充たす事案であると判断し、卒業から2年以上経過した令和3年7月2日、法28条に基づき、当調査委員会に対し、本事案を重大事態にかかる事案として諮問した。

3 当調査委員会の構成等

当調査委員会は、本事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない学識経験者2名、弁護士1名、精神科医1名、臨床心理士1名、警察官OB1名で構成され、本事案については、途中から特別委員として弁護士1名が加わった。

そして、当調査委員会は、令和3年7月から関係資料の精査や関係者に対する聴き取りを行うとともに、本事案に係る事実関係やいじめ防止のための対策などについて調査審議した。

第3 事実経過

A、同じクラスの児童ら、保護者、および学校関係者からの聴き取り、並びに学校が保有する各資料をもとに、当調査委員会が把握した本事案における事実は以下のとおりである。

1 学校におけるいじめ予防や対応の体制について

学校では、法13条に定められている学校いじめ防止基本方針（以下「学校いじめ防止基本方針」という）が作成され、平成30年度においても同方針が学校作成のホームページに記載されていた。

学校いじめ防止基本方針、および学校側からの聴き取りによれば、学校では、週に1回毎週水曜日に学年の担当者等が集まって「学年会」が開催され、主に当該学年の行事や催しの予定等が確認されるほか、当該学年の学級で何か問題が生じたり、また生じる恐れがあると判断されたりした場合には、出席する教員間で情報が共有されるという体制がとられていた。

また、学期毎に1回、生活指導のための「[REDACTED]」が開催され、教員全員が集まって全教員が共有しておいた方がよいと考えられる事例などの情報について交換されていた。具体的には、すべての学年、学級について、担当の教員が情報共有のために情報を提供するため、その情報はかなりの量となっていたと考えられる。

そのほか、いじめ防止対策委員会に相当する、管理職、生徒指導主任、教務主任、および保健主任のいわゆる三主任、並びに各学年主任で構成される「[REDACTED]」が設置されていた。

また、個別の案件については、生徒指導主任が、教頭や校長に個別に報告をして、対応を仰ぐといった体制も採られ、さらに、困難な案件については、校長の指示により、学年レベルの対応に留まらず、対応する教員を特定し、特別に対応させるなどの対応体制も採られていた。

なお、当時の担任の教員（以下「担任」という。）からの聴き取りによれば、時期は不明であるが、担任は、学年会において、本事案について、情報共有をしたとのことである。

2 児童間の人間関係

A, 加害児童とされるBおよびC, 並びに同級生のDは, 平成30年度当時, 小学6年生であり, 同じクラスの同級生であったが, 担任は, 少なくとも1学期途中頃までは, 休み時間にはそれぞれ一緒にいることが多く, 児童同士仲が良いとの認識であった。

なお, そのうちのDは, 平成30年9月から欠席することが増えていた(4月から7月には病欠■日～■日であるのに対し, 9月には病欠■日, 10月には病欠■日, 11月から翌年2月までは■～■欠席)。そして, 聴き取り調査の結果によれば, 当時Dが別の児童に対して, A, BおよびCとの人間関係について悩みを打ち明けたことが認められるが, 当時担任は, 9月以降Dの欠席が増えた理由について問題とした様子は見られず, 特に学校はDの欠席理由について, その調査や原因の把握はしていなかつたと考えられる。

3 児童間における出来事

A, Aの保護者, BおよびCを含む同じクラスの児童ら, 学校関係者からの聞き取り, 並びに聞き取りが記載された学校作成の当時の資料によれば, AとBおよびCとの間では, 学校生活を通じて以下のような出来事があった。

(1) 修学旅行以前の出来事について

修学旅行前, AからBの机に第三者からのラブレターを入れようと持ち掛けられたと, CがBに伝えたことにより, AがBから非難されるという出来事があった。

なお, 実際にAがCに, Bの机にラブレターを入れるという話を持ち掛けたかどうかについては各々言い分が異なる。

(2) 修学旅行について

平成30年10月修学旅行が行われたところ、AとBおよびCとの間で以下のような出来事があった。

ア BとCが遊園地で同じ種類のジュースを購入していたところ、BおよびCとDの間で、同じ飲み物を飲もうという話になった。当該飲み物を購入するために、Dは一緒にいたAと売店に行ったが、最終的にDは、BおよびCが飲んでいた当該飲み物と別の飲み物を購入した。Aによれば、その際に、Dは、Aに対し、当該飲み物は売り切れて買えなかつたことにし、別の飲み物を飲もうと提案したのはAということにして欲しいとお願いされ、Aとしては、もうこれ以上1人になるのが嫌だと考えて、Dの申し出を受け入れたとのことである。

そして、その後Dは、BおよびCから、Dが別の飲み物を購入したことについて尋ねられたことから売り切れたという趣旨の内容を述べた。そこで、Bが、実際に売店に確認をしたが、実際には当該飲み物が売り切れていないことが分かった。

そして、DはBおよびCから、なぜ嘘をついたのかと聞かれたことから、Dは、BおよびCに対し、別の飲み物を購入したのはAの提案であったと述べた。

その後、BとCが、Aを呼び出すなどして個別に話をする機会を設けようとした（または設けた）こともあった。しかし、最終的に児童間の関係は改善されるには至らなかった。

イ 修学旅行のバス内において、AとDがそれぞれ隣の席に座っていたところ、BとCは、Aの隣に座っていたDに対し、「そこの椅子、いやじやないの？」といった発言があった。

ウ 修学旅行のバス内において、ボールを持っている人が答えて次の人にボールを渡し、レクレーション係の爆発の合図がなされた時点でボールを持っている児童は罰ゲームを受けるという「爆弾ゲーム」をした際、ボールを遅れて渡されたAが少々答えに詰まった。しかし、当該Aの行為につ

いて、レクレーション係の児童からはAの対応は罰ゲームの対象ではないと判断されたところ、Bが、Aはアウトじゃないの（罰ゲームじゃないの）と何度も発言するといった出来事があった。

エ 修学旅行中、Aが別のクラスのEの部屋にいたところ、BとCが、Aを探しに来て、その後部屋でA、B、C、およびDで話し合いをした。別の飲み物を買った件について、謝罪を求められ、Aは本意ではなかったが、そのことについて謝罪した。

なお、Aとしては、上記の謝罪については、別の飲み物を購入した件のほかに、同項(1)の件について、不本意ではあったが今後の関係回復のためAとしてはその件についても謝罪したとの認識であったが、BおよびCとしては、その件についての謝罪がなされたとの認識はなかったという点で食い違いが認められる。

(3) Aと一緒に帰宅すること等を禁止するメモについて

2学期の給食の準備時間に、Bは別のクラスのEに対し、Aと一緒に帰宅しないこと、Aと遊ばないことを約束する趣旨の記載、および記載に反したら罰金2000円と記載されたメモ（学校がBとCから聞き取った内容が記載されたメモによれば、Cのメモ帳にBが記載したこと）を渡し、Eにサインするよう求めたということがあり、その後Aも実際にそのメモを見るに至った。（なお、罰金の記載について、BとCは記憶がない旨述べているが、E、Eからメモを見せられたF、およびAは記載があったと述べている。そして、学校からの聴き取りに際してBとCは罰金の記載について明確に否定しておらず、書いていないとは言い切れないと述べていること、および上述のように第三者である児童複数人が罰金についての記載があったと述べていることからすれば、罰金の記載はあったと推測される。）

(4) 持久走の練習中のAに対する発言について

A および複数の同級生からの聴き取りによれば、A と E が、学校で持久走の練習をしていたところ、B と C は、E に対して頑張れと声をかける一方、A に対し、「こける」と声をかけるなどした。

(5) B および C による A に対する呼び出しについて

A の母親、および教員からの聴き取りによれば、平成 30 年 1 月 [] 日、B と C が、A と話をするため、同じクラスの F に A を呼びに行かせたところ、A は一度その申し出を拒否した。再度 F が A の元を訪れ、A に対して、拒否することはできないといった趣旨の発言をし、A の意思に反して B および C の元に A の手をつかんで連れて行こうとした（連れて行くための具体的な態様についてはそれぞれ言い分が異なる）が、A はなぜ自分が行かなければならぬのかという気持ちと、無理やり連れて行かれそうになり怖い思いをしたことから、A は、それを嫌がり逃げるように公衆電話のところに行き、母親に電話で連絡をした。

その後すぐに A の母親から、A の担任に対し、「緊急の用事があるので A に電話を代わって欲しい。」との連絡があったが、担任は A を呼んで電話に出させることが難しいと判断し自らが対応した。そこで、A の母親は、担任に対し、A から助けを求める電話が公衆電話からあったこと、およびその件について事実を確認して欲しい旨伝えた。

(6) 2 学期修了式前のお楽しみ会での出来事について

2 学期修了式の [] の平成 30 年 1 月 [] 日、クラスでお楽しみ会があった。

学校による A および複数の同級生からの聴き取りによれば、まず、お楽しみ会では、2 人がペアになって行うゲームが行われ、当初 A と C がペアになったが、最終的にはそれぞれ別の児童とペアになって行うことになった（なお、別のペアで行うことになった理由については、A と C で言い分が異なる。）。

また、当該お楽しみ会において、クラスで爆弾ゲームが行われた際、Aから別の児童にボールを渡した際にレクレーション係が「バーン」と合図をした。そして、レクレーション係の児童は罰ゲームの対象は当該Aからボールを渡された別の児童だと判断したが、その場でCが「今のはA（が罰ゲーム）でしょ」と発言した（学校によって行われたAおよび複数の別の児童からの聞き取りによると、Bも同様の発言をしていたとのことであるが、B自身は覚えていないと述べている。）。

Aは帰宅後、これらの発言について精神的苦痛を感じたとして、Aの母親に相談し、Aの母親は、担任にそのことについて相談した。

(7) 3学期の出来事について

3学期に入って間もなく、Aが登校したところ、BやCが廊下に集まっており、「Aさん、来た来た」といったような、Aを揶揄するかのような発言があり、Aはそのことを辛いと感じた。

4 学校側の対応や関係者とのやり取り等の経過について

A、Aの母親、学校、および学校が保有するメモによれば、以下の事実が認められる。

- (1) 平成30年12月■日、担任は、昼休みに、Aを呼び出したBおよびCから、前項(5)の件について聞き取りを行った。
- (2) ■の平成30年12月■日の夕方、上記(6)の件でAの母親から担任に対し、AがBおよびCから嫌な思いをさせられたとの連絡があった。そこで、■、担任は、Aのみから事情を聴いた。なお、翌日から冬休みであったこともあり、BおよびCから直接の聞き取りは行わなかった。なお、Aの母親は、本事案について、この頃に初めて市教育委員会にも連絡し、担当の指導主事に相談している。
- (3) 冬休みに入って数日経過した平成30年12月■日、担任は、冬休みで直接指導することができない状況であったことから、BおよびCの

母親に対し、初めて本事案に関して連絡し、AとBおよびCの関係が上手くいっていないという趣旨の話をして、家庭で話し合いをするよう促した。Cの保護者によれば、学校側の説明により、この時点ではいじめ問題というよりも児童間のトラブルという趣旨であると理解していた。そして、2日後、Cの母親から担任に対して電話で連絡があり、C本人と話をしたとの連絡がされた。

- (4) 平成30年12月■日、Aは、これまでされたことをまとめたメモを作成し、Aの母親を通じて、教頭の1人（G教頭）に渡した。当該教頭は、Aの母親に対し、メモに関する件については、学校での対応を検討し、年明けに回答すると告げた。
- (5) 平成31年1月■日、学校から連絡がなかったことから、Aの母親は、電話で学校に連絡をした。電話に対応した担任は、そのときAの作成したメモの存在について把握していなかつたため確認を取ったところ、G教頭は担任との情報共有、および保護者への回答を行つていなかつたことが分かった。

Aの母親は、メモを渡したことが学校で共有されていなかつたことを知り、その後市教育委員会に連絡し、この件について相談した。

また、この日に校長は、G教頭から、本事案について、Aの保護者からいじめの相談を受けて担任が調査しているとの報告を受けたが、学校として特別な対応等について検討したり、指示したりすることはなかつた。

- (6) 学校が保有するAの母親との話し合いの内容が記載されたメモ、およびAの母親からの聞き取りによると、平成31年1月■日の午前中、Aの両親が学校を訪れ、校長および教頭2名（G、H）が対応した。その際、Aの両親は、Aが家に帰ると大変疲れている様子であり精神的にかなり参っていること、3学期の席替えてAの後ろにBとCが座ることになり、さらに掃除の担当についても同じ教室の掃除となつたが、Bと

Cが掃除になかなか協力してくれずAが悩んでいること、前日に、Aが廊下を歩いていると、BとCからAを揶揄するような発言がなれたことでAが傷ついているという趣旨の話をし、いじめが現時点でも継続しているとして、学校に適切な対応をするよう訴えた。

(7) Aの母親は、平成30年12月■日には担任に相談し、12月■日にはG教頭に相談したにもかかわらずいじめが継続していること等から学校へ対応の改善を求め、学校は組織的に対応すべきであること、BやCとAが接触しないよう対応して欲しいこと等を訴えた。

これに対し、学校側は、苦しい時には保健室に避難する方法もあること、常にAに職員を付けて見守ること、いじめの解消に向けては次に同じようなことがあれば保護者へ連絡するとBとCに告げて指導したこと、今後BおよびCの保護者への情報提供についても、時期を見て行うこととするということを伝えた。

さらに、学校側は、今後の対応は、担任ではなく、H教頭を窓口とさせてもらいたい旨伝えた。

これに対し、Aの保護者は、提出した手紙が情報共有されていなかつたことを受け、組織的に取り組んでほしいこと、また、Aが残りの学校生活を楽しく送れるよう取り組んでほしいと伝えた。

なお、校長、H教頭、および生徒指導主任の聴き取りによれば、これまでG教頭の指示により担任が単独で聴き取りや指導等の対応を行っていたため、校長、H教頭、および生徒指導主任は、このときに初めて、本事案の具体的な内容を知った。

そして、この件について、学校は平成31年1月17日、市教育委員会に報告し、情報を共有した。

(8) 平成31年1月■日、担任は、Aから事情を聞くとともに、B、Cおよび同じクラスのIから聴き取りを行った。

また、市教育委員会によれば、市教育委員会は、学校と連絡を取り、今後の対応等について、組織として対応すべきことや、関係者から事情を聞き取るとともに、児童らと向き合い対応するよう助言した。

(9) 平成31年1月 [] 日、同年1月 [] 日付で、Cの保護者が、学校に対し、これまでの経緯や意見を記載した書面を提出した。

(10) Aの保護者からの聴き取り、およびスクールカウンセラー（以下「S C」という。）が作成した資料によれば、平成31年1月 [] 日、Aの保護者は、S Cと面談し、Aが受けているいじめについて、なかなか解決に至らないこと、Aが受診した [] の医師がBとCを転校させるか、BおよびCに別室登校させるべきであるとのアドバイスを受けたこと等について相談した。S Cは、事情を聞くとともに、親子でじっくり話をして本人の意見や思いを聞くよう勧めたり、また、関係者の保護者同士の話し合いをすることについても大事であるとアドバイスしたりした。

なお、同資料では、「訪問期日」として、1月 [] 日と1月 [] 日の2日が訪れた日として記載されているが、Aの保護者からの聴き取りによれば、S Cと面談したのは1月 [] 日の1日だけであるという認識のことである。また、同資料には、「処理」の欄に「面談結果は教頭先生に報告した。」「母親が再面談を申し込んだとのこと」、「母親の一方的主張に困っている様子」との記載がされている。

また、同日、Aの家庭内において、Aがどこか遠くに行きたいという趣旨の発言をしたことからAの保護者は不安になり、Aの母親は、翌日の同年1月 [] 日、Aに臨床心理士が在籍していてカウンセリングも行っている [] を受診させた。

そして、Aの保護者は、病院での診察結果について学校に連絡した。そこで、H教頭は、事実確認のためAが受診した同 [] に連絡をしたところ、医療機関からは個人情報保護の点から診察結果などの情報は教

えられないとの回答がされた。1月31日にも校長が同[]に電話連絡している。

なお、SCと学校側が作成した資料には、Aが受診した医療機関として、[]でなく[]と記載されている。

また、学校は、[]30日および31日に、上記の件について市教育委員会に報告し、情報を共有した。その際、市教育委員会作成の資料によれば、市教育委員会は、保護者の同意を得て、学校に病院との連携を図るよう伝えるなどしたとされている。

その後、Aは、受診した[]において、平成31年2月[]日、2月[]日、3月[]日、および3月[]日、カウンセリングを受けた（また、それとは別に、2月[]日はAの両親が同[]に相談に行っている。）。

(11) 平成31年2月[]日、Aの保護者が学校を訪れたことから校長とH教頭が対応したところ、BとCの保護者との面談を求めるとともに、本事案初期の段階における学校の取組みについて不満があること、Aの保護者は、3学期になってもいじめの状況がなくならないことから、次の手立てを考えて欲しいと考えていること、AがBおよびCのせいで学校に通えないと考えていること、Aはクラスの席の配置に不安を覚えていること、Aは担任からの電話連絡の際に毎回卒業式の話をしないで欲しいと考えていること、およびAを卒業式実行委員会のメンバーとして残して欲しいこと等を伝えた。また、[]を受診した際の医師の見解や卒業後の進路等についても話をした。

(12) 平成31年2月[]日、学校が作成した資料によれば、Aの父親が学校を訪れ、校長およびH教頭が対応した。そして、学校に対し、今後の打開策について相談した。学校としては、BおよびCに対して、聴き取り等調査結果をもとに話をして振り返りを促して今後の対応等について理解を求めるとともに、複数の教員でAを見守ると回答した。

またこの頃、学校は、Aの保護者から保護者同士の話し合いの場を設けて欲しいとの要請を受けて、最終的に父親同士での話し合いを行うこととした。

- (13) 平成31年2月[■]日、Aの母親は、担任に連絡をし、父親同士の話し合いについて、自分も出席したいと述べたが、学校側は、あくまで父親同士の話し合いとして進めており、Aの母親が出席することは控えて欲しいと告げた。
- (14) 平成31年2月[■]日、H教頭は、Aの保護者に対し、Aが作成したメモをもとに聞き取った事情についての説明や、学校側の聞き取りの日時などの状況、およびこれまでの対応について説明した。
- (15) 平成31年2月[■]日、校長、H教頭、担任、A、BおよびCの父親同席のもと、話し合いが行われた。聞き取りの結果によれば、話し合いで、これまで学校で行われた聞き取りの結果が報告されたが、本事案については互いの事実関係の認識自体に相違があり、話し合いは平行線で終わったとのことであった。
- (16) 平成31年2月[■]日、先日の話し合いを受けて、Aの母親が学校を訪れ、Aが安心して学校に行けないと感じていることから、Aの欠席理由をクラスに伝えて欲しい、BおよびCに対し、いじめ案件であることを伝えて欲しいと要望した。また、当時の時点で[■]日欠席しており、30日を超えると重大事態となるのではないか、さらに校区内の中学校への進学についてはAが不安を感じていることを伝えた。
- さらに、Aの保護者は、校区外の学校への進学について市教育委員会に相談した。
- (17) 平成31年3月[■]日、Aの父親名義で、校区外の中学校への進学の許可を求める指定学校変更申立書が市教育委員会に提出され、3月5日には、校長が、校区外の中学校への進学を認める指定学校変更許可申請についての意見書を提出した。

なお、Aの父親名義の市教育委員会宛ての平成31年3月■日付「指定学校変更申立書」において、指定学校変更の理由を示す「申立理由（○印をつけてください）」では、A側は丸をつけず提出したが、印字時期は不明であるが、市教育委員会側で、「7 いじめ・不登校により指定学校へ通学することが困難なため」ではなく、「9 その他特別な理由」に丸がつけられ処理されていた（他の箇所は手書きで記載されているところ、9の丸は手書きではなく印字されていることからA側ではなく市教育委員会側で記載されたものと考えられる。）。この点について、Aの母親からの聞き取りによれば、市教育委員会の学務課の職員から、小学校から中学校への進学の際の学区変更であることから、「いじめ・不登校により指定学校へ通学することが困難なため」を理由とするのではなく、「その他特別な理由」になるとの説明がされたとのことである。

また、同年3月■日頃、学校は、Aの母親の要望に応じて、Aの欠席の件を伝え、Aの今の思いをクラスの児童全体に伝える機会を設けた。

(18) 平成31年3月■日、Aの母親は、学校からなされた報告の内容について、再度の調査を求め、3月■日から■日にかけて（3月■日、■日および■日）、H教頭、生活指導主任、担任が、複数のクラスの児童から、聞き取りを行った。

(19) 平成31年3月■日、Bの保護者は、学校に対し、本事案に対する意見を記載した書面を提出した。

(20) 平成31年3月■日、Cの父親は、学校に対し、認識する事実や意見を記載した書面を提出した。

(21) 平成31年3月■日、学校は、校長、AおよびAの両親に対し、Aが作成したメモをもとに、調査結果を報告した。

AおよびAの保護者からの聞き取りによれば、その際、AおよびAの両親は、学校に対し、報告の結果、BとCの保護者がどのような様子であったか知りたいと伝えた。

なお、市教育委員会作成の資料によれば、「※3月[]日、学校は再調査の結果を被害児童、保護者に説明した。この件については一区切りする。もうこの件はいいと言った。」との記載があり、「解消・継続」という項目の欄には、「解消」と記載されている。

(22) 平成31年3月20日、学校は、[]の話し合いの結果を市教育委員会に報告した。

(23) 平成31年3月[]日から[]日頃、学校は、BおよびCの保護者に對し、再調査の結果を報告した。

(24) 平成31年3月[]日、Aの保護者は、学校を訪れ、Aの卒業証書を受け取った。

(25) 令和3年5月頃、マスコミ等によって鹿児島市の他校のいじめ事案についての報道が行われ、Aの保護者は、本事案についてもどのような処理がなされたのか気になり、情報開示請求を行った。

(26) 令和3年5月28日、学校から、市教育委員会に対し、本事案について報告を受け、Aが30日以上欠席していることを確認し、市教育委員会は市長に報告した。

また、同年5月下旬、市教育委員会は、Aの保護者に対し、本事案が重大事態に該当する可能性を指摘し、今後重大事態として対応する旨の連絡をした。

(27) 令和3年7月2日付で、市教育委員会は、当調査委員会に対し、いじめを原因として長期欠席に至った本事案について、調査・審議による意見を求める諮詢を行った。

(28) 当調査委員会は、調査・審議を続ける過程において、令和4年8月31日付で、市教育委員会を通じて、学校に対し、平成30年度に学級で行われたいじめに関するアンケート結果の提供を求めたが、学校ではすでに処分しているとのことで、提供を受けることができなかった。

5 Aの欠席状況

学校作成の出欠簿によれば、平成30年度、Aは、平成30年10月■■日に事故欠（病気による欠席以外の欠席）、11月■■日から11月■■日まで事故欠、12月■■日に病欠（気分不良）、そして3学期に入っては、1月■■日から■■日、■■日から2月■■日、2月■■日から■■日、■■日から■■日、■■日から■■日、■■日から3月■■日、3月■■日から■■日、■■日から■■日、■■日から■■日、および■■日の■■日間、病欠（気分不良）を原因として欠席している。

第4 調査結果について

1 いじめに関する事実判断

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（括弧書き省略）であって、当該行為の対象となつた児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」（法第2条1項）。

なお、平成17年の法改正以前は、いじめられた児童の立場に立って判断することを前提に、自分より弱いものに対して一方的に身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、その相手方が深刻な苦痛を感じているものが、「いじめ」とされていた（「児童生徒の問題行動等生活指導上の諸問題（諸課題）に関する調査」参照）。しかし、平成17年の法改正により、いじめの早期発見という観点を重視して、立場の強弱や攻撃と呼べる程度の行為であること、その攻撃が継続的になされていること、およびそれにより深刻な苦痛を被っているかどうかにかかわりなく、当該児童に対して心理的又は物理的な影響を与える行為があり、それにより対象となつた児童が心身の苦痛を感じていれば、「いじめ」として対応すべきこととなつた。

本事案では、Aに対して同級生のBが行った、第3第3項(3)のAとの帰宅や一緒に遊ぶことを禁止する趣旨の紙を作成する行為、同項(4)のBとC

の発言行為、同項(5) A の B と C の意思に反して話し合いを強要する行為、同項(7)の A の登校に対して行われた B や C の発言は、「心理的又は物理的な影響を与える行為」にあたる。

そして、これらにより A は精神的苦痛を感じていることからすれば、これらの行為は、法第 2 条 1 項に規定する「いじめ」に該当する。

よって、学校は、問題行為の早期発見といじめ防止のために、「いじめ」事案として適切に対処する必要があった。

2 重大事態の判断

- (1) 法 28 条第 1 項 2 号では、重大事態とは、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」と定められ、さらにいじめの防止等のための基本的な方針（以下「いじめ防止基本方針」という。）では、「法第 2 号の相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ年間 30 日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。」（いじめ防止基本方針第 2 第 4 項(1)①）とされている。
- (2) A からの聴き取り等によれば、A は、前項の「いじめ」の事実を原因として、少なくとも 3 学期の 1 月 [] 日から 30 日以上欠席するに至っていたことからすれば、本事案は、法 28 条第 1 項に定める「重大事態」に該当する。

よって、少なくとも、同級生による A に対する複数の行為が原因で、A が欠席することとなり、少なくともその期間が 3 学期において 30 日以上経過した時点では、学校は、直ちに重大事態として市教育委員会に報告し、市教育委員会は、当該事案の調査を行う主体や、どのような調

査組織とするかについて判断する必要がある（いじめ防止基本方針第2第4項(1)③）と考えられる。

そして、本事案では、少なくとも3学期の1月■日から合計30日となった3月■日時点において、重大事態として対応する必要があったと考えられる。

3 学校の対応について

(1) 担任およびG教頭の初期対応について

学校いじめ防止基本方針第1第3項(2)「いじめの早期発見」では、いじめの早期発見のため、「いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。具体的には、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する必要がある。また、ささいな兆候であっても、いじめは軽微なものが徐々に深刻化していくこともあることから、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを軽視することなく積極的にいじめを認知することが必要である。」とされている。

これに対し、本事案では、担任は、平成30年12月■日、Aの母親からの連絡により、学校にいる際にAから母親に助けを求める電話がされたという第3第3項(5)の事実を認識した。

また、その時点では、A、B、およびCと仲の良かったDが不登校となっており、実際には、学校から提出された平成30年4月から平成31年3月までの出欠簿によれば、Dは、4月は授業日数17日■出席、5月は授業日数22日のうち病欠■日、6月は授業日数22日のうち病欠■日、遅刻■日、7月は授業日数15日のうち病欠■日、9月は授業日数19日のうち病欠■日、遅刻■日、10月は授業日数22日のうち病欠■日、遅刻■日、11月は授業日数22日のうち病欠■日、12月は授

業日数 16 日のうち病欠 [] 日、平成 31 年 1 月は授業日数 18 日のうち病欠 [] 日、2 月は授業日数 20 日のうち病欠 [] 日、3 月は授業日数 15 日のうち病欠 [] 日となっている。

このように、D の出席状況が、平成 30 年 7 月までは、多くとも欠席日数が [] 日を超えていなかったが、9 月以降には、9 月に病欠が [] 日、10 月は [] 日、11 月からは 2 月までは [] 欠席していることからすれば、9 月以降、D の欠席の理由等について調査するなど、A, B, C, および D らの間で、いじめをはじめとする何らかの問題が生じているのではないかと認識することが可能であったと考えられる。

さらに、12 月 [] 日には、A の保護者から、再度いじめを受けている可能性について連絡がなされているにも関わらず、担任は、まだこの時点でもいじめの可能性を認識せず、他の教員と情報を共有して、関係児童に積極的に何があったのか事実関係を聞いて確かめたり、そのことに対する児童の心情をくみ取ろうとしたりした様子が認められない。

いじめ事案においては、学校いじめ対策組織について、「当該組織が、情報の収集と記録、共有を行うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、抱え込まずに全て当該組織に報告・相談する。学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法第 23 条第 1 項の規定に違反し得るという認識をもたなければならぬ。なお、ささいな兆候や懸念にもあたらないと思われるすことであっても児童生徒にとって重大な意味をもつ場合もあるので留意する必要がある。集められた情報は、個々の児童生徒ごとに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図ることが必要である。また、いじめの疑いに係る情報があったときには緊急会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒へのアンケート調査や聞き取り調査などによる事実関係の把握、指導や支援の体制・対応方針の決定と保

護者との連携といった対応を組織的に実施する。」（いじめ問題基本方針第2第2項(2)）とされている。

よって、担任は、少なくとも2度目の相談がなされた平成30年12月■■■日の時点で、集めた情報を集約するとともに、緊急会議の開催を要請するなどして、いじめ対策委員会に報告・相談すべきであり、本事案において実際に校長や生活指導主任が本事案を認識したのが平成31年1月■■■日である点において、遅きに失し、対応が不適切であったと判断せざるを得ない。

さらに、同年12月■■■日にAが作成したメモがAの母親を通じて学校に提供し、G教頭がこれを受け取っているところ、平成31年1月7日まで、当該メモは共有されていなかった。精神的苦痛を被っていたにもかかわらず、解決のためにつらい思いをしてまで作成したAの心情をくみ取るような対応が必要な状況であったにもかかわらず、当該メモが直ちに学校内で共有されなかつたことは極めて遺憾である。本来であれば、学校は、Aの精神的苦痛を軽減すべく迅速な情報共有を行い、さらには実態調査や調査に基づいた対応や、市教育委員会への報告を行うべきであった。

(2) 学校の組織的な対応について

平成31年1月■■■日、Aの保護者からの連絡によって、校長や生活指導主任が本事案を具体的に認識するに至っている。

しかし、上述のとおり、いじめ案件であると疑われる場合には、速やかに組織的に対応することが求められているにもかかわらず、担任、生徒指導主任、または一教頭のみに対応を任せ、組織的な対応をとっていなかつたと考えられる。組織的な対応により特定の教員だけでなく、教員全体でAやクラス内または廊下や教室外の状況に注意することができていれば、その後の適切な対応が可能となつた可能性があり、さらには保護者の安心にもつながり得たにもかかわらず、そのような組織的な対応がなされていなかつた。

実際に、学年会については、担任が本事案について情報共有をしたこと はあったが、その後の対応等について話し合い等なされることはなかった。また、[REDACTED] 等でもどのような対応がなされたのか不明であり、A の保護者が再調査を依頼する 3月初旬までは担任と H 教頭がほぼ個別的に対応しており、学校全体で組織的に対応するといった状況も見られなかつたことからすれば、本事案においては、これらの学校設置の組織を中心とした組織的な対応がなされていなかつたことがうかがわれ、学校の対応として不適切であったと考えられる。

A からの聞き取り、B および C 等からの聞き取りによれば、1月 [REDACTED] 日以降も、関係改善はなされず、A にとって精神的苦痛を伴うような出来事が生じていたというのであるから、学校としては、担任や担当した H 教頭のみに対応をさせるのではなく、組織全体で当該学級の状況をできる限り観察するなどして、児童間の関係改善や、問題が起こらないよう対応する必要があったと考えられる。

また、A の保護者は、いじめが解消していない、加害側とされる児童との関係が改善しないという訴えを伝えており（学校関係者または A 母親からの聞き取り等によれば、A 保護者は、平成 31 年 1 月中旬から 2 日に 1 回程度の割合で学校側とやり取りをしていた。）、関係者からの聞き取りによれば、実際クラス内で一定の不和があったことが認められる。一般的に、トラブルを抱え悩む児童は、ストレス等から徐々に精神的な負担が増大し、たとえ些細な出来事であっても、本人にとっては極めて重い精神的負担となり得る精神状態であることが多い。当時の A も、そのような状況であったと考えられる。A のそのような心情に、学校は十分に配慮する必要があったにもかかわらず、A の心情への配慮は不十分であったと判断される点で、学校の対応は不適切であったと考えられる。

具体的には、単に事実の調査のみに終始せず、A の心情を酌み、同級生との関係についてどのように考えているか等について丁寧に聞き取ったり、

Aの不安が解消するようクラス内のAへの対応を注視しきめ細やかな対応を行ったり、Aの学校生活を安心したものとするために、BやCとの関係改善を図る必要があったと考えられる。

加えて、こうした学校の対応や取組みは、どれだけその効果が得られたのかについて、逐次確かめる必要がある。アンケートは学級全体に対して、そのことを確認できる一つの重要な手段である。しかし、本事案においては、学校でこうしたアンケートなどを用いて、学級全体でその後の状況を確かめた形跡が認めらない。今回の調査では、時間が経過していたため、平成30年度に学校が行ったアンケート調査の原本を含めた記録が残っておらず、実際にアンケートが行われたのか、行われていなかったのか定かではないが、行われていなかったのであれば対応は不十分であるし、行われていたのであれば、いじめ事案に関するアンケートが保管されていなかったのは不適切である。

(3) 重大事態への対応について

学校では、平成31年3月で児童たちが卒業することから、事実上調査等を終了させている。

しかし、上述のように、少なくともAは、平成31年3月■日の時点で、年間■日の欠席が認められるのであるから、学校は、現在進行形でいじめ問題が解消されていないと訴えられている現状の解決と、将来のいじめの予防対策のため、早急に重大事態として、市教育委員会に報告し、市教育委員会と協議する等して、対応すべきであった。

さらに、市教育委員会の資料には、「※3月■日、学校は再調査の結果を被害児童、保護者に説明した。この件については一区切りする。もうこの件はいいと言った。」との記載があり、「解消・継続」という項目の欄には、「解消」と記載され、最終的にはいじめは解消されたとして重大事態として取り扱わず、一度調査を終了させている。

確かに、その後のAやAの保護者から、今後は新たな環境で頑張るといった趣旨の発言はあった可能性があるが、それはあくまで今後の学校生活を充実させたいとの考え方から述べられたものであり、決して本事案の調査を終了させたいといった趣旨の発言ではなかったと考えられ、Aらが当時、いじめが解消したものとして処理されることを望んでいたとは思われない。いじめの解消の有無の判断については、被害側とされる児童の意思等について十分に配慮して慎重に行う必要があるところ、学校としては、丁寧にAやAの保護者から聴き取りをするなどして、十分にAの意思を確認して対処する必要があったが、上記経緯からしても、そのような対応はなされていなかったと考えられる。

そもそも、学校が、市教育委員会に対し、本事案が重大事態であるとして報告がされたのは市教育委員会からの問い合わせによるものであり、さらにその報告は、2年以上も経過した令和3年5月28日になされている。

このように報告が不相当に遅れた学校側の対応は、極めて不適切であつたと断じざるを得ない。

(4) いじめの未然防止

学校が作成したいじめ防止基本方針は、学校のホームページには掲載されていたが、同方針について入学時や各年度の開始時に児童生徒や保護者に説明が行われていなかった。また教職員の間でも、どこまで共通理解が図られていたのか、確認することができなかつた。いじめ防止基本方針25頁には、「その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。」とされているが、当時学校ではなされていなかつたと思われる。

どのようにいじめの未然防止や早期発見に取り組むべきであるのかについて、児童生徒や保護者を含む関係者や、教員間において共通認識がない状態では、実効的な未然防止や早期発見を期待できないと思われる。この

点においても、学校においては、いじめを起こりにくくするための対応や、早期対応のための対策が不足していたと考えられる。

4 市教育委員会の対応について

(1) 本事案に関する学校への指導・助言について

市教育委員会は、平成30年12月中旬以降、Aの保護者から、本事案について複数回連絡やその相談を受けている。

そして、真摯にAやAの保護者からの訴えを聞けば、市教育委員会は、少なくともAの保護者から複数回の相談があった時点で、Aらが継続していじめを受けておりいじめは解消していない可能性が高いこと、学校側に改善を求めて一向に改善されていない可能性のあることは十分認識できたはずである。そして、市教育委員会は、そのような可能性が十分にあることを前提として、その時点で学校の本事案の対応について適切に行うことができるか具体的に確認し、適切な対応ができるように積極的な指導・助言を行うべきであった。

さらに、関係資料によれば、学校側は、市教育委員会に対し、本事案について定期的に報告を行い、市教育委員会はその都度学校に対して指導等を行っていたとの記載がされていることからすれば、市教育委員会は、本事案における学校側の対応についても十分に認識していたと推測される。

しかし、実際に市教育委員会の対応は上記のとおりであることからすれば、単に報告を受けて一般的な助言を行う程度でしか対応していなかったと考えられ、本事案において学校側が適切な対処を行っていたとは考えられず、よって、市教育委員会の学校への指導・助言は不十分であったと言わざるを得ない。

つまり、市教育委員会は、積極的に学校側の対応を認識・分析し、学校側の対応が不十分・不適切なのであれば、迅速に学校側の対応について検討し、指導等行うべきであったと思われる。

なお、その背景には、市教育委員会の職員の業務過多もその1つと考えられる事情も見受けられるところである。

(2) いじめ重大事態の判断と対応について

市教育委員会からの聴き取りによれば、市教育委員会は、平成30年1月以降、Aの保護者から本事案について連絡があり、学校でいじめ問題が発生している可能性があることを認識するとともに、いじめを原因としてAの欠席日数が30日を超えたことについても把握していた。

このように、市教育委員会は、本事案において、Aの欠席日数が、30日を超えていることを把握していたにも関わらず、本事案を重大事態と判断せず、学校に対しても、重大事態としての対応を促さなかつたことは、欠席日数が30日を超えた場合には重大事態として対処すべきとするいじめ防止基本方針に反する対応であり、不適切な対応であったと判断せざるを得ない。

(3) 転校に伴う本事案に対する対応の妥当性について

上述のように、市教育委員会は、Aの父親からの指定学校変更申立てに対し、申立理由を「その他特別な理由」として対応している。本来であれば、申立人が特定すべき事項ではあるものの、その他の記載が手書きで記入されているのに対し、「申立理由」の丸印が、印字されていることからすると、その時期は不明であるが、市教育委員会が、何らかの理由で「その他特別な理由」に丸印をつけたものと考えられる。

さらに、Aの母親が、情報開示請求によりこのことに気づいたことから、市教育委員会に問い合わせをしたところ、進学時点で学区外への学校へ入学する場合には、「その他特別な理由」が申立理由となるとの説明を受けたとのことである。

しかし、A側は、学区外への進学の申立書添付の別紙において、「いじめが解決しておらず、不安がある。」と明確に示して記載しているし、申立てがなされた平成30年3月[■]日の時点では、上述のように学校側もいじめ

事案であることの認識は十分に有していたのであるから、申立理由は、「7. いじめ・不登校により指定学校へ通学することが困難なため」とすべきであったと考えられる。

このような市教育委員会の対応は、あたかも、指定学校の変更の理由がいじめであることを隠ぺいしようとしていたと評価されても仕方がない対応であり、このような対応は、いじめで苦しんでいるAさんに精神的苦痛を増大させるほどの極めて不適切な対応であった。

(4) 本事案におけるいじめ解消判断の妥当性について

いじめ防止基本方針によれば、いじめの解消について、「いじめは単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。」とし、「①いじめに係る行為が止んでいること」のほかに、「②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」が必須の要件であるとされ、②の要件については、心身の苦痛について「被害児童生徒本人およびその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。」とされ、さらに、学校側には、いじめが解消されるまでの責任や実行すべき対応が定められている。

しかし、Aの保護者は、卒業前の平成30年3月に再調査の依頼をするとともに、指定学校変更申立書の別紙において、「いじめが解決しておらず、不安がある。」これまでの経緯や現時点における状況では、相手側のいる中学校に進学することは困難である旨の意見を述べている。

このように、A側は、卒業まで、いまだにいじめが解決していないと訴え続けていた。

実際に、当調査委員会の聴き取りにおいても、Aは卒業時点で心身の苦痛を感じており、そうであるからこそ、本来通学したかった指定内の中学校への進学をあきらめて指定外の中学校へ進学すると述べている。Aのこ

のような対応からすれば、卒業当時Aが心身の苦痛を感じていなかつたとは到底言えない状況であったことは明らかである。

そして、学校は、卒業を期に本事案の調査等を終了させているところ、引き続きAの中学校生活を見守るために、支援継続、情報共有、進学先との連携活動を行うべきであったと考えられる。

しかし、学校は、そのような対応を一切せず、卒業をもっていじめが解消したと判断していると考えられ、そのような判断は不適切であったと考えられる。

(5) 学校いじめ防止基本方針の説明について

市教育委員会は、各学校のいじめの未然防止、早期発見・早期対応、および適切な事案対処がなされるように指導・助言する立場にあり、国のいじめ防止基本方針25頁には、学校いじめ防止基本方針について、「その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。」とされている。同様に、鹿児島市いじめ防止基本方針の12頁においても、「策定した学校基本方針については、その内容を、必ず入学時、各年度の開始時に児童生徒やその保護者に示すとともに、学校のホームページで公開するなどの工夫を行う。」とされているが、市教育委員会が学校へ、年度当初に説明するように指導した形跡は見当たらない。学校を指揮、監督すべき立場にある市教育委員会からは、市内の学校に対して、そうした必要な説明が学校で行われているのかどうかを把握し、指導する必要があったと考えられる。

第5 支援方策および再発防止に向けた提言

1 学校への提言

(1) いじめ対応における保護者との連携の確認と改善

本事案においては、いじめを解決するために、保護者同士の話し合いが持たれたが、一方はいじめと思って保護者は話し合いに臨み、もう一方は

いじめではなく子ども同士のいさかいだと思って話し合いに臨んでいた節があり、双方の意見の相違は最後まで埋まることがなかった。

本来は、本人や周りの児童に聞き取りを行って、事実関係を確認し、整理する必要があるところ、本事案では、そうした事実関係の整理や確認が、被害児童保護者の指摘や要望を受けてから行われており、対応が遅かったと考えられる。また、学校が積極的に校内のいじめ対策組織を中心に聞き取りや調査を行った様子が認められず、組織的な対応が不十分であった。さらに、学校と保護者との情報共有が不十分であった点についても、保護者に調査結果の説明が十分になされて学校と関係者間で共通理解が図られなければ、関係者の間で話し合いを行ったとしても、いじめの解消や関係の改善は困難であると思われる。

よって、今後学校のいじめ対策組織は、被害児童の意向も確認しながら、速やかに事実確認、およびその結果に基づく方針の説明と検討を、十分に行うべきである。

(2) 重大事態への理解と対応について

本事案において、学校では、いじめによる欠席が30日へ達していることを把握しながら、Aが卒業して2年以上経過するまで、重大事態としての判断や対応がなされなかった。この点において学校のいじめ重大事態に関する理解や対応は不十分であった。学校は、管理職をはじめ、全教職員で、不登校を含めたいじめ重大事態について、共通理解を図ってもらいたい。

(3) いじめ解消の判断について

上述のように、本事案では、被害児童や被害児童保護者は、いじめが解消していると考えていなかつたにもかかわらず、学校や教育委員会の資料では「解消」と記載されていた。いじめ解消の定義は既述してあるとおり、本人や保護者に確認する必要があるが、その手続きは踏まれないまま、「解消」となっている。仮に被害児童側から転校して、そこで前向きに頑張り

たいという発言があったとしても、学校としては、被害児童や保護者への確認がないままにいじめの解消を判断してはならない。いじめの解消の判断については、あくまでも本人や保護者への確認が必要であり、その点についても、今後は全教職員で確実に理解を図ってもらいたい。

(4) 学校全体でのいじめを認知して対応するための体制の整備と準備

本事案においては、児童や保護者から担任への連絡や相談が繰り返し行われていたが、学校としては、いじめという認識ではなく、高学年の児童によくあるグループの中のトラブルという認識や、被害児童の保護者が感情的になっているという認識で問題を捉えてしまっており、その認識が修正されず、対応が後手に回ってしまったと考えられる。

このことから、学校いじめ防止基本方針の7頁にあるような、「些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを軽視することなく積極的にいじめを認知する。」ことが、実際には学校で行われていなかつたことが窺える。

さらに、本事案では被害を訴えた児童や、関係児童がどのようなことを経験し、そのことでどのような感情を抱いていたのかについて、当事者に寄り添った理解や対応がなされていなかつた。これは後述のように、いじめ対応の体制が未整備であつただけではなく、実際にいじめ事案が生じた時のことを見越した準備が不足していた可能性が考えられる。

そのため、学校に対しては今後、実際に事案が発生することを見越して、児童の心情に配慮しながら事実を確認したり、その後の対応を提案して相談するといったことについて事例を検討したり、ロールプレイングを交えた教職員研修を計画的に実施するなどして、いざという時に学校いじめ防止基本方針に沿った対応を、各教員ができるように、学校のいじめ対応に関する準備状態をできる限り高めておくことを、再発防止策として提言したい。

また、近年の学校の教員不足や、多忙化の問題はあるものの、限られた人手と時間の中で、実効的な生徒指導やいじめへの対応を行うためには、学校全体で「些細な兆候」の中でも、どのような出来事を「いじめではないかと疑いを持つ」のか、また「早い段階から的確に関りを持つ」とはどのような関わりなのかということを、管理職のリーダーシップのもと、作成した学校いじめ防止基本方針に沿って具体的に確認して、体制を整えておいてもらいたい。

(5) スクールカウンセラー(SC)やスクールソーシャルワーカー(SSW)
等の効果的な活用について

本事案において、被害児童保護者は一度学校のSCにも相談をしているが、その後、学校のいじめ対応やいじめ対策組織においてSCやSSWが活用された形跡は認められなかった。

SCやSSWは、それぞれ心理や福祉等の観点から、第三者的な視点を補うことができる存在である。関係児童生徒や保護者への支援や対応が、学校組織だけで効果的に行えていないときほど、積極的に活用することで、その事案の多面的理解や包括的な支援が促されることが期待される。しかし、本事案の学校いじめ防止基本方針では、SCやSSWを「必要に応じて」、いじめの組織的対応に参画させることにはなっているが、必要な時がどのような時なのかということは、具体的に明記されておらず、本事案において効果的な活用はなされていなかったと考えられる。

そのため今後は、どのような時にSCやSSWを活用するのが最も効果的であるのか、SCやSSWとも協議した上で、活用体制や活用方法を定め、そのことを学校いじめ防止基本方針に明記して、学校全体で共有することで、SCやSSWのより効果的な活用体制と活用方法を整備することを求めたい。

(6) 学校いじめ防止基本方針の説明や点検と見直し

学校は、いじめ防止基本方針を作成してホームページに掲載はしていたが、国のいじめ防止基本方針（25頁）で定められている、入学時や年度当初の児童や保護者への説明や、学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して、適切に機能しているかについての点検や見直しは行われていなかった。

学校は、まずこの説明を児童生徒や保護者に適切に行う必要があると思われる。学校がどのようにいじめの未然防止や発見、またいじめに対処する必要があるのかということを、児童生徒や保護者も理解しておくことで、いじめが発生した場合にも相談しやすくなり、またいじめを未然に防止する抑制の効果も期待できるものと思われるため、改善を提案したい。

また、学校いじめ防止基本方針に沿った対応が、どの程度行われているのかについても、生活指導体制のもとで点検して、学校いじめ防止基本方針の点検や、場合によっては見直しを行うことを求めたい。

2 市教育委員会への提言

(1) 被害児童本人や保護者への対応と学校への指導・助言について

平成30年12月中旬以降、市教育委員会は、被害児童保護者から複数回連絡を受けて、本事案に関する相談を受けていたことにより、いじめが繰り返されていたことや、それに伴って被害児童の欠席が30日に達する見込みについても十分に認識し得る立場にあった。よって、市教育委員会は、学校に対して逐一状況を確認し、これまでの対応の改善点や、将来適切な対応ができるよう積極的な指導・助言を行うべきであったが、その指導・助言は不十分であった。

今後は、いじめ被害児童やその保護者から直接連絡、相談を受けた場合、市教育委員会は、被害児童や保護者と学校の双方の理解や状況を把握できる立場にあるのであるから、①いじめ事案に関する被害児童や保護者の理解、対応の要望を具体的に聴き取り、学校側のいじめ事案に関する理解や

対応とどこにズレが生じているのかを市教委の担当課内で共有、検討した上で、②学校の理解や対応のズレを学校へ伝え、関係児童への適切な対応や支援が行えるように指導・助言を行うことを求めたい。またこうした一連の適切な対応ができるように、担当職員に入れ替わって間もない年度の早い時期に、いじめの適切な理解と対応に関する研修を実施しておくこともあわせて求めたい。

(2) 教育委員会の学校への指導・支援体制の改善や拡充について

(1)で提言したようなこまやかな対応を行うためには、市教育委員会にそれを担保できるだけの人員が必要であるが、平成30年度の教育委員会の事務分掌表によると、指導主事一人あたり、市内の小中学校を32～46校を担当して指導・支援にあたっている。各学校の規模の違いはあるとしても、これだけの数の学校で日々生じる児童生徒の心身の苦痛やいじめに対して、こまやかな対応を行うのは困難と思われ、新たな人員配置や拡充の検討が不可欠である。

(3) スクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）等の専門職の効果的な活用と配置の充実について

本事案において、SCやSSW等が学校いじめ防止基本方針の中で具体的に活用が定められておらず、また効果的な活用がなされていなかったことは第5の第1項に記載した。学校設置者である市教育委員会においても、各学校でSCやSSW等の効果的な活用が、学校いじめ防止基本方針の中でどのように具体的に定めてあるかについて、学校への確認や適切な指導・支援を行うことを求めたい。

効果的な活用の例としては、SCやSSW等を学校のいじめ対策組織（学校では「██████████」）に位置づけて、いじめ防止対策の会議やケース会議へ参加させたり、いじめの未然防止のための心理教育の授業の実施をさせたりといった活用が考えられる。

また、学校でSCやSSW等を効果的に活用するためには、一定の配置時間も必要である。例えばSCの場合、現在全国的に標準とされている配置は週1回4時間、年35回（年140時間）である。しかし、平成30年度のX小の鹿児島市のSC配置は1回3時間、年20回（年60時間）であった。いじめ防止基本方針の17頁では、学校の設置者としての地方公共団体は、SCやSSW等の配置が実施すべき対応として定められているため、市教育委員会に対しては、適正な配置時間の実現を要望したい。

このように、市教育委員会においては、学校のいじめ防止対策の体制が充実するように、SCやSSW等の効果的な活用体制や活用方法を指導しながらおかつその学校に応じた配置時間を充実させることを求めたい。

(4) 法14条3項の市教育委員会附属組織の見直しについて

市教育委員会の指導・支援には、本来は法第14条3項で定められた、本調査委員会がその一助になることが望ましいと思われるが、法28条1項のいじめ重大事態が発生した場合、今の鹿児島市いじめ問題等調査委員会条例では中立性が求められる調査委員会へと移行するために、調査が行われている間は学校や教育委員会の支援を行うことができない。しかし、当事者である児童生徒や保護者からすると、事実関係を明らかにする調査よりも、不登校となった場合の支援や、学校の対応改善のための支援こそ、急を要する場合がある。

そして、本事案においても、教育委員会が対応に迷った時に相談できる仕組みがあれば、より適切な対応ができた可能性はある。

よって、いじめ重大事態が発生した場合にも、法律の専門家であるスクールロイヤーに加えて、調査と並行して、必要な助言や援助を学校や教育委員会が求めることができるように、本調査委員会と別に支援に特化した、心理や福祉のスーパーヴァイザーやコーディネーター的な人材の配置、もしくは鹿児島市いじめ問題等調査委員会条例の見直しや新たな運用について、検討することを提案したい。

(5) いじめ重大事態の申立てへの適切な対応について

本事案においては、既述したように、被害児童生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったときの基本的な対応の理解が不十分であると指摘したが、このことは市教育委員会も同様である。

児童生徒や保護者からの申立ての背景には、学校や教育委員会がその時点で把握できていない事柄や情報がある可能性があることから、市教育委員会は常にそうした可能性を考えて対応するように、組織全体で共通理解を図ってもらいたい。

また、学校に対しては、いじめ重大事態について被害児童や保護者からのいじめの訴えを軽視せずに、訴えがあった以上、いじめは発生している可能性があること、また重大事態へ至っている可能性もあることを認識し、その疑いが生じた時点で、速やかに教育委員会へ報告、相談するように、学校への周知を徹底してもらいたい。

(6) いじめの解消の判断について

繰り返しになるが、本事案では、被害児童や被害児童保護者は、いじめが解消していると思っていたにわかわらず、学校や教育委員会の資料では「解消」と記載されていた。被害児童や保護者への確認がないまま、仮に、転校して前向きに頑張りたい等の発言があったとしても、そのことを理由に、学校側が被害児童の心情を確認せずに、希望的観測に基づいて「解消」を判断することは許されない。

いじめの解消については、あくまでも本人や保護者への確認が必要であり、その点、学校からいじめの報告資料が市教育委員会へ上がってきた際には、経過の「継続」や「解消」を学校はどのように判断したのかについて、教育委員会は丁寧に確認を行い、その判断理由について記載がなければ、記載するように指導、改善を行うべきである。進学により学校を卒業する場合であっても、当然のようにいじめが解消したとして処理してはな

らないことについて、あらためて市教育委員会内でも確認、共有して、今後適切な対応を行うように提言したい。

(7) 早期発見のためのアンケート実施の工夫、保管、活用について

本事案では、事案発生から時間が経過していたこともあり、学校で行われていたアンケートはすでに破棄されてしまっており、調査委員会へ提供を受けることができなかった。しかしながら、本事案のようにあとでいじめの調査が必要となることもあることを考えると、特にいじめが疑われた事案に関する学校で行われているアンケートは、①早期発見早期対応、②事案対処後の経過観察、③調査の一次資料として非常に貴重であることから、保管しておくことが望ましいと思われる。

アンケートは、紙媒体で実施して保管する場合は、入力や集計の労力と時間、および保管場所の問題が生じるが、保管方法を検討する必要があるものの、現在多くの児童生徒が学校で利用できるようになっているタブレットを活用すれば、実施や集計は自動的に行うことができ、また電子データであれば保管場所の問題もほぼ解消されると思われる。

よって、いじめや児童生徒の状況を早期発見するためには、学校のタブレットを活用したアンケートの実施を、教育委員会が主導して行うことを探査したい。ただし、移行期には、紙媒体のアンケートも同時に行われると思われたため、その際の適切な保管方法や期限についても、定めておくことを求めたい。

(8) 未然防止の取り組みについて

本件において学校は、児童生徒や保護者に学校いじめ防止基本方針を、入学時にも年度当初にも説明をしていなかったが、こうした説明がどの程度なされているのか、またなされていないのかについて、実態を把握することを市教育委員会には求めたい。学校いじめ防止基本方針は、それを説明することによって、①教職員同士が組織的対応の流れを確認できるという効果、②いじめが起こった時の対応を児童生徒へ周知することによる抑

止効果、③いじめが生じた時に児童生徒や保護者がどこに相談すれば良いかがわかるため、早期発見しやすくなる効果などが期待できる。

今後は学校いじめ防止基本方針の説明状況について、市教育委員会は各学校の説明の実施率を把握し、説明が行われている学校では、誰を対象に、どのような形態、内容で行われたのかなども把握に努め、良い取り組みがあれば、それを他の学校でも取り入れることができるようにすることを通して、学校いじめ防止基本方針が、より実効的なものとなるように努めてもらいたい。

第6 おわりに

本事案は、被害児童や同級生の関係が悪化し、いじめが複数回発生して学校の欠席も30日に至っていたが、学校は人間関係の問題との見方を示していた節があり、適切なタイミングで組織的に調査を行っていじめを認知し、対応することができていなかった。それどころか、いじめによって被害児童は学区外の中学校へ進学せざるを得なくなつたにも関わらず、この手続きにおいて学校と市教育委員会は、いじめを理由とした区域外通学であることを記録しておらず、さらには被害児童や保護者に確認することなく、いじめが「解消」したと判断していた。こうした一連の対応はいずれも、本事案はいじめではなく人間関係の問題ではないか、またいじめは卒業、転校したから解消で良いのではないかといった学校や市教育委員会側の楽観的な判断に基づいてなされた可能性があり、被害児童や保護者の側に寄り添った理解や対応ではなかつたといえる。

国、鹿児島市、学校のいじめ防止基本方針は、いじめはどこの学校でも起こりうるものとして、積極的に認知し、子どもや保護者に寄り添った組織的な対応を行うことや、そもそもいじめが生じないような未然防止や、早期発見にも努めることを定めているが、少なくとも本事案においては十分に実行されておらず、いじめ防止基本方針はまだ多くの教員にとって、

十分に理解がされていないのではないかということが危惧される。背景には、学校や市教育委員会の人手不足や教職員の多忙化といった影響もあると思われるが、いじめの未然防止や早期対応、適切な事案対処ができないと、余計に入手も時間もかかることとなり、悪循環に陥ってしまう。

そのため、ここではあらためて、学校におけるいじめ対応を、担任、および学校だけで抱え込むのではなく、児童生徒や保護者、地域と共に取り組むことを求めたい。具体的には、そのいじめ対応が記載されている学校いじめ防止基本方針を、教職員で毎年度の早い時期にしっかりと共有し、それを児童生徒や保護者、地域にも説明して実践し、その実践を検証して、児童生徒や保護者、地域とともに改善していくことが必要と思われ、自治体や国にもこれを支援してもらいたい。

鹿児島市のいじめ防止対策が、より実効的なものとなることを通して、子どもたちの間に適切な関わりが増えて、不適切な関わりであるいじめが生じにくくなること、またいじめが生じたとしてもその適切な認知をきっかけに、学校や家庭、地域の大人が過不足なく関わることで、その体験が成長の妨げではなく、成長に役立つものへと昇華していくことを、調査委員会一同、心より願っている。

以上

【調査委員会 委員名簿】

	役 職	氏 名	所 属
委員長	学識経験者	吉村 隆之	鹿児島大学
副委員長	弁護士	小豆野 貴昭	鹿児島県弁護士会
委 員	医 師	生駒 季隆	鹿児島市医師会
委 員	警察官O B	田島 義郎	鹿児島県警友会連合会
委 員	学識経験者	益満 孝一	鹿児島純心女子短期大学
委 員	臨床心理士	松元 理恵子	鹿児島県臨床心理士会
特別委員	弁護士	上野 真智	鹿児島県弁護士会

【調査審議の日程】

回	開催日	内 容
1	令和3年 7月 5日	調査委員会
2	同 年 7月 21日	調査委員会
3	同 年 8月 4日	調査委員会
4	同 年 8月 11日	調査委員会
5	同 年 8月 18日	調査委員会
6	同 年 8月 24日	聴き取り調査
7	同 年 8月 30日	聴き取り調査
8	同 年 9月 8日	調査委員会
9	同 年 9月 22日	調査委員会
10	同 年 10月 6日	調査委員会
11	同 年 10月 27日	調査委員会
12	同 年 11月 10日	調査委員会
13	同 年 11月 13日	聴き取り調査
14	同 年 11月 16日	聴き取り調査

15	同年11月17日	調査委員会
16	同年12月 1日	調査委員会
17	同年12月15日	調査委員会
18	令和4年 1月 5日	調査委員会
19	同年 1月18日	調査委員会
20	同年 1月25日	調査委員会
21	同年 2月 2日	調査委員会
22	同年 2月 8日	調査委員会
23	同年 7月 2日	調査委員会
24	同年 7月 5日	調査委員会
25	同年 7月19日	調査委員会
26	同年 7月26日	調査委員会
27	同年 8月 2日	調査委員会
28	同年 8月23日	調査委員会
29	同年 8月30日	調査委員会
30	同年 9月 2日	聴き取り調査
31	同年 9月 5日	聴き取り調査
32	同年 9月 6日	調査委員会
33	同年 9月13日	調査委員会
34	同年 9月21日	聴き取り調査
35	同年 9月27日	調査委員会
36	同年10月 4日	調査委員会
37	同年10月11日	調査委員会
38	同年10月18日	調査委員会
39	同年10月31日	調査委員会
40	同年11月 1日	調査委員会

4 1	同 年 1 1 月 8 日	調査委員会
4 2	同 年 1 1 月 1 5 日	調査委員会
4 3	同 年 1 1 月 2 2 日	調査委員会
4 4	同 年 1 1 月 2 8 日	調査委員会
4 5	同 年 1 2 月 6 日	調査委員会
4 6	同 年 1 2 月 1 5 日	調査委員会
4 7	同 年 1 2 月 2 2 日	調査委員会
4 8	令和 5 年 1 月 1 0 日	調査委員会
4 9	同 年 1 月 2 0 日	調査委員会
5 0	同 年 1 月 2 4 日	調査委員会
5 1	同 年 1 月 3 1 日	調査委員会
5 2	同 年 2 月 7 日	調査報告書説明会
5 3	同 年 2 月 1 3 日	調査委員会

【関係資料】

- ・ 30年度校務分掌（作成名義　学校）
- ・ 教室配置図
- ・ 学校が策定した令和3年度いじめ防止基本方針（作成名義　学校）
- ・ 生徒指導の全体計画
- ・ 平成30年度学校行事予定表
- ・ 市立小学校いじめ事案に関する主な経過等（令和3年6月3日付け、作成者　青少年課）
- ・ Aさん苦情（作成日　平成31年1月■■日、作成名義　学校）
- ・ 経緯（平成2年2月1日から3月14日までの8件、作成名義　学校）
- ・ 説明会資料（作成日　平成31年3月19日、作成名義　学校）

- ・ 説明会資料作成のためのデータ（作成日 平成31年3月19日，作成名義 学校）
- ・ 経緯及び意見（平成31年1月■日，作成者 C保護者）
- ・ 認定調査に関するお願ひ（平成31年3月■日，作成者 B保護者）
- ・ 聞き取り内容の報告及び確認事項（平成31年3月■日，作成者 C保護者）
- ・ A作成メモ（平成30年12月■日，学校提出 作成者A）
- ・ いじめ実態調査の記録（調査期間 平成30年4月6日～平成31年3月25日，作成名義 学校）
- ・ 平成30年度～学校からの連絡・相談（作成者 指導主事）
- ・ スクールカウンセラー業務報告1月（作成者 スクールカウンセラー）
- ・ 平成30年度のびゆくすがた（Aの通知表）（作成者 担任）
- ・ 関係者からのアンケート回答票（令和3年10月）
- ・ 申立書（平成31年3月■日付け 作成者 A保護者）
- ・ 指定学校変更許可申請についての意見書（平成31年3月5日付け，作成者 校長）
- ・ 指定学校変更申立書（平成31年3月■日付け，作成名義 A保護者）
- ・ 平成30年度当該クラス及びAの出欠状況（令和4年8月受領分 作成名義 学校）
- ・ 平成30年度市教育委員会青少年課事務分掌表（令和4年10月受領分 作成名義 青少年課）

